

GFPグローバル産地づくり推進事業補助金交付要綱

令和3年5月12日	決裁
令和4年7月25日	一部改正
令和4年11月14日	一部改正
令和5年4月19日	一部改正

(趣旨)

第1条 県は、海外市場のニーズ、需要に応じたロットの確保、輸出先国の求める農薬規制・衛生管理などに対応した生産・加工体制を構築する等の取組に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

その交付については、農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3輸国第5108号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）、GFPグローバル産地づくり推進事業実施要領（令和2年3月31日付け元食産第4759号農林水産省食料産業局長通知。以下「実施要領」という。）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業及び補助率等)

第2条 第1条に規定する補助金交付の対象となる経費及び事業費並びに対象事業、補助率等は、別表1に定めるところによる。

- 2 補助率については、実施要領の補助率に準ずる。
- 3 補助事業者は、実施要領第2の2の事業実施者とする。
- 4 事業実施者としての適格性を有すること。

事業実施計画の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消があった補助事業等において、当該取消の原因となる行為を行った補助事業者等については、本事業に係る事業実施者の適格性の審査においてその事実を考慮するものとする。

なお、事業実施者の組織の財政基盤や運営の公開性及び透明性については、事業実施主体が判断するものとする

(経費の流用)

第3条 交付等要綱別表1の区分の欄に掲げる事業間において、補助対象経費の流用をしてはならない。

(交付申請書の様式等)

第4条 規則第4条の規定に基づく交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

- 2 規則第4条の規定に基づく交付申請書の提出は、知事が別に定める日までに行うものとする。

3 補助事業者は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金の仕入れに消費税等相当額が明らかでない各補助事業者に係る部分については、この限りではない。

4 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に関する書類の添付は要しない。

（内容の変更等）

第5条 補助事業者は、規則第6条第1項第1号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合には、様式第2号により補助金変更交付申請書を知事に提出しなければならない。

（軽微な変更）

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

（事業遂行が困難な場合等）

第7条 補助事業者は、規則第6条第1項第4号の規定に基づき知事の指示を求める場合には、事業（本補助金の補助の対象となる事業をいう。以下同じ。）が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第8条 補助金の交付を決定したときは、規則第7条の規定に掲げる事項を記載した交付決定通知書（様式第3号）を交付するものとする。

（申請の取り下げ）

第9条 補助金等の交付を申請した者は、交付決定通知書を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、交付決定通知書を受領した日から二十日以内に申請の取り下げをすることができる。ただし、知事は、特に必要があると認める場合は、この期間を短縮し、又は延長することができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

（交付の方法）

第10条 この補助金は、概算払で交付することができる。

(交付決定の取消等)

第 11 条 補助金等の交付の決定をした場合において、次の各号に掲げる事情が生じたときは、補助事業等のうちすでに経過した期間にあたる部分に係るものを除き、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。

一 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

二 補助事業者等又は間接補助事業者等が補助事業等又は間接補助事業等を遂行するために必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないこと、その他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合（補助事業者等又は間接補助事業者等の責に帰すべき事情による場合を除く。）

2 前項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次の各号に定めるものについて補助金等を交付するものとする。

一 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

二 補助事業等を行なうために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

3 前項の補助金の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第一項の規定による取消しに係る補助事業等についての補助金等に準ずるものとする。

4 第 8 条の規定は、第一項の処分をした場合について準用する。

(補助金の経理及び補助事業者に対する調査)

第 12 条 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 県は必要があるときは、補助事業者等に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち合わせ、又は職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(事業遂行状況報告等)

第 13 条 規則第 11 条の規定に基づく報告は、補助金の交付の決定があった年度の 12 月 31 日現在において様式第 4 号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の 1 月 20 日までに知事に提出して行うものとする。

2 知事は、前項に定める時期のほか、補助金事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助金の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告書)

第 14 条 規則第 13 条の規定に基づく実績報告書の様式は、様式第 5 号のとおりとする。

2 第4条第3項のただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第3項のただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（第2項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第6号によりすみやかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額が明らかにならない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定の日の翌年6月20日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第15条 規則第14条の規定に基づく補助金の額の確定通知書の様式は、様式第7号のとおりとする。

（処分を制限する財産）

第16条 規則第19条の規定に基づく知事が定める財産は、1件当たり取得価格が10万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第19条に定める知事が定める期間は、農林畜水産業関係補助金等交付要綱規則（昭和31年農林省令第18号）第5条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

（書類の整備）

第17条 補助事業者は、当該補助事業に係る帳簿及び証拠書類又は証拠物は、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

（入札の実施等）

第18条 補助事業者は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約に参加するものに対し、交付等要綱別記様式第2号により指名停止等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札に参加させてはならない。

（海外の付加価値税の還付額に係る国費相当額の納付）

第19条 事業実施主体は、事業終了後に手数料等を上回る海外の付加価値税の還付が見込

まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、手数料を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

また、他の事業と合算して付加価値税の還付手続を行う場合であっても、手数料を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

(個人情報保護等に係る対応)

第 20 条 補助事業者は、事業実施に当たり入手した個人情報について、関係法令に基づき適正な管理・利用とその保護に努める。

(暴力団排除に関する誓約)

第 21 条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について、補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 1 2 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 2 5 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和 4 年 1 1 月 1 4 日から適用する。

2 この要綱の施行の際現にされている規則第 4 条第 1 項の申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 9 日から適用する。

別表 1 (第2条関係)

補助対象経費	補助率	重要な変更	
		経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 輸出事業計画策定支援に係る経費 2 生産・加工等の体制構築支援に係る経費 3 輸出事業計画の事業効果の検証・改善支援に係る経費 4 その他支援に係る経費 5 事業推進に係る経費 次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、補助対象経費に含めることができない。 (1) 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費 (2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)の前に発生した経費(第8の4の(1)ただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。) (3) 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費(雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金その他各種手当) (4) 通常の生産活動のための設備投資費用、パソコンやサーバの購入費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費 (5) 飲食、奢侈、娯楽、接待の費用 (6) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額) (7) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費	定額	経費の欄に掲げる1から5までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	1 事業実施場所(産地)の変更 2 事業目的の変更 3 実施要領第7の2に掲げるもの

様式第1号（第4条関係）

年度GFPグローバル産地づくり推進事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

団 体 名
代表者氏名

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、GFPグローバル産地づくり推進事業補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 _____ 円

2 事業の目的

3 事業内容 別添事業実施計画書のとおり
※実施要領様式1の別添第2を実施計画書とする。

様式第2号（第5条関係）

年度GFPグローバル産地づくり推進事業補助金変更交付申請書

番 号
年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

団 体 名
代表者氏名

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定があった事業について、
下記のとおり変更したいので、GFPグローバル産地づくり推進事業補助金交付要綱第
5条の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後

3 添付書類

- （1）当初提出した様式第1号（交付申請書）の変更部分を赤字で修正したもの
- （2）変更内容がわかる書類

様式第3号（第8条関係）

年度GFPグローバル産地づくり推進事業補助金交付決定通知書

番 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付で申請のあった 年度GFPグローバル産地づくり推進事業補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）第5条の規定により次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合及び補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。

3 法律の適用

この補助金は国の農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金を原資とすることから、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の適用がある。

様式第4号（第13条関係）

年度GFPグローバル産地づくり推進事業補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

団 体 名
代表者氏名

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定があった事業について、
GFPグローバル産地づくり推進事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき、その遂
行状況を下記のとおり報告します。

記

実施事業名	総事業費	事業の遂行状況				備考
		年 月 日 までに完了したもの		年 月 日 以降に実施するもの		
		事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定年月日	
1 輸出事業計画策定支援に係る経費	円	円	%	円		
2 生産・加工等の体制構築支援に係る経費						
3 輸出事業計画の事業効果の検証・改善支援に係る経費						
4 その他支援に係る経費						
5 事業推進に係る経費						

様式第5号（第14条関係）

年度GFPグローバル産地づくり推進事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定があった事業について、下記のとおり事業を実施したので、GFPグローバル産地づくり推進事業補助金交付要綱第14条の規定により、その実績を報告します。

記

1 補助金精算額 金 _____ 円

2 事業の目的 別紙のとおり

3 事業内容 別紙のとおり
※様式第1号の事業実施計画書に準じて報告書として作成すること。

4 添付書類

- (1) 事業実施内容に係る領収書の写し
- (2) 財産管理台帳の写し（該当する場合のみ）
- (3) 写真（整備した機器等がある場合のみ）
- (4) その他必要な書類

番 号
年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

団 体 名
代表者氏名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったGFPグローバル産地
づくり推進事業補助金について、交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり報告
します。

記

- 1 補助金等の交付手続き等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第14条
の規定による確定額 金 _____ 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 _____ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 _____ 円
- 4 補助金返還相当額（3－2） 金 _____ 円
- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況
※ 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定
時期も記載すること。
- 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

様式第7号（第15条関係）

年度GFPグローバル産地づくり推進事業補助金交付確定通知書

番 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付けで実績報告のあった 年度GFPグローバル産地づくり推進事業補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第14条の規定により、次のとおり額を確定する。

記

補助金交付確定額 金 円

様式第8号(第17条関係)

財産管理台帳

補助事業者名

地区名	地区	事業実施年度	年度	農林水産省 所管交付金名										
事業の内容				工期		経費の内容			処分制限期間		処分の状況		摘要	
事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	交付対象 事業費	事業費の内訳			耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日		処分の 内容
							補助金 (交付金)	市町村費	その他					
合 計														

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所 在 地：

事 業 者 名：

代表者職・氏名：